

愛川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正にあたり、パブリック・コメント  
手続を実施しなかった理由について

愛川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例については、愛川町自治基本条例第19条第1項第1号イに規定する「町民等に義務を課し、又はその権利を制限する条例」に該当し、パブリック・コメント手続の対象となる条例であります。今回の改正については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する省令」（平成24年総務省令第17号）が平成24年3月27日に公布されたことに伴い、町で設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格基準について定めるものであり、町民等に義務を課し、又はその権利を制限する内容ではないこと、また、その基準について、本町独自の基準を設ける特段の理由が見当たらないことから、改正前に法律施行規則で定めていた基準を準用することとしております。

このため、愛川町自治基本条例第19条第2項第3号（法令の制定又は改廃に伴うもの）の規定を適用し、パブリック・コメント手続を実施しないこととし、同項後段に規定する実施しなかった理由をお知らせするものです。